

学校番号 (33)  
学校名 福岡市立玉川小学校  
校長名 平川 洋一 印  
(生徒指導担当者 森田 千仁)

## 平成31年度 玉川小学校いじめ防止基本方針

5月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月の夏季休業中に学校いじめ防止に向けた外部講師を招聘しての校内研修、1月に次年度のいじめ防止基本方針の改善・提案を行う。また、いじめに関するアンケートを定期的に行い、そこから見えてくる人間関係の把握、改善を図り未然にいじめの防止を組織的に図っていく。

### 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

- 「いじめ」とは、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、対象となった児童が心身の苦痛を感じるものである。

そのような行為、「いじめ」は、「どの学校でもどの学級でもどの子にも起こりうるものである。」という認識を持たねばならず、その認識を原点にして、「いじめは人間として絶対に許されない」の信念を教職員間で共通認識するとともに、「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということを実践しなければならない。

その認識のもと、「いじめ根絶」のために以下の5点を柱とした「玉川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
- (2) いじめの早期発見の取り組みの充実
- (3) いじめ発見時の早期対応と継続的指導の充実
- (4) 地域・家庭との積極的連携
- (5) 関係機関との密接な連携

<玉川小いじめゼロ宣言>

・ あいさつandハイタッチ みんな笑顔の玉川小に！

### 2 いじめ未然防止に対する取り組み

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- 命の大切さを学ぶ道德の授業の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実を通して、人権感覚を醸成する。
- ソーシャルワークトレーニングやソーシャルスキルの醸成等の実践、また、学級活動における人権意識の育成を通して、互いの違いを認め、支え合うことがで

きる集団づくりをめざす。

- 学級の中で役割を果たし、自分が人の役に立っている自己有用感を得、充実感を感じさせることを通して、自己存在感を感じることができるようになる。
- 「ココロアンケート」（児童の友達関係や自尊感情を把握するためのアンケート）を学期に1回実施し、児童の心の状態を把握するとともに、必要な児童に適切な支援を直ちに行う。
- 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- いじめアンケート（記名式）を毎月実施し、いじめにつながる可能性のある行為を担任・管理職とで早期に把握、いじめ発生を防ぐ。
- Q-Uアンケートの結果分析から、実態に応じた支援を行う。また、教職員を対象に研修を実施する。
- 学校いじめ防止対策委員会（自己指導力向上プロジェクトと兼任）を月1回開催し、児童の実態・課題を把握し、必要があれば対応策を協議、全教職員に通知する。

## **(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携**

- 各家庭と担任、各家庭と学校との日頃の情報交換を密に行い、信頼関係を構築しておくことで、児童に起こった課題に関して、家庭と学校とが共同歩調で課題を解決できるようにする。
- 地域サポーターを通して、学校外における児童の実態を把握するとともに、学校で抱える課題を開示することで、問題を共有し、課題の解決および再発防止に努める。
- 地域に学校の活動に参加いただくことを通して、児童と地域とのつながりを深めることを通して、より多くの大人が児童の悩みを打ち解けることができるようにする。

## **3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）**

- (1) いじめに関する早期発見のために、学年集団で学年の子どもたち全員を見守る体制づくりを推進する。
- (2) 定期的なアンケートの実施、多くの教職員による日々の観察、知り得た情報の共有を日常的に行うことを通して、些細な変化を見逃さないようにする。
- (3) 毎月行ういじめアンケートを通して、いじめを早期発見し、即指導することでいじめ根絶に努める。

## **4 いじめに対する措置**

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を直ちに確保し、管理職

に報告する。

- (2) 状況や対応の経緯について、客観的な事実確認を行い、その結果を学年・自己指導力プロジェクト構成員、全教職員に知らせ、問題を共有する。
- (3) 客観的事実をもとに、家庭への連絡を行い、学校・家庭とともに問題の解決の在り方、今後の指導方針を明らかにする。
- (4) 必要がある場合は、教育委員会生徒指導課に報告する。また、教育相談課とも連携し、被害児童・保護者、加害児童・保護者へのカウンセリング等心のケアを行う。
- (5) 加害児童に対しては、組織的な指導を学年担任や自己指導力プロジェクトリーダー、管理職など、複数での指導を行い再発防止に努める。
- (6) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮し、必要があれば躊躇なく警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。

## 6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめに対する認識を確立し、いじめに対する教職員集団の意識を統一できるように、学校基本方針の共通理解を図る。
- (2) 「いじめ防止対応マニュアル」、「いじめゼロに向けて」、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、いじめ防止・いじめに対する対応に関する共通認識を確立する。
- (3) いじめ未然防止、よりよい集団づくりのために Q-U アンケートの分析結果を活用した校内研修会を実施する。
- (4) 自殺予防研修会を実施することを通して、自殺につながる児童の心理について理解を深める。

## 7 その他(各取組のPDCAサイクル等について)

- (1) いじめに対する取り組みについて、組織・取組が有効に機能しているかどうか、学校いじめ防止対策委員会を中心に点検する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を策定するにあたっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ

積極的な参加が確保できるようにする。

- (3) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

## 8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

### (1) 組織の名称・役割

○名称 「玉川小学校いじめ防止対策委員会」

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・ 関係機関と連携し、多様な方面からいじめを受けた児童の保護・心のケアやいじめをした児童への指導の在り方などについて意見を出し合い、いじめ事案の解決に向けた方向性を探っていく役割。

### (2) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、人権感覚向上プロジェクト担当、SSW, SC

## 9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

### (1) 組織の名称と役割

○名称 「玉川小学校いじめ防止対策拡大委員会」

○役割

- ・ 関係機関と連携し、多様な方面からいじめを受けた児童の保護・心のケアやいじめをした児童への指導の在り方などについて意見を出し合い、いじめ事案の解決に向けた方向性を探っていく役割。
- ・ 再発防止に向けた学校、家庭、地域での取り組みを策定する役割。

### (2) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、人権感覚向上プロジェクト担当、P代表、地域代表、SSW, SC

## 10 いじめ防止等の各取り組みの年間計画

☆は外部委員会

月	児童への取組及び児童の活動	職員研修等	チェック
4月	○ 学校いじめ防止基本方針作成	学校いじめ防止基本方針策定	P
	○ 学年間の情報収集 指導記録の引き継ぎ		
	○ いじめ対策にかかる共通理解 【職員会議】	学校いじめ防止対策委員会	D
	○ いじめ撲滅宣言(教師) 【始業式・学年集会】	委員会	

	<input type="checkbox"/> 学級開き・学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発 【懇談会】			
5月	<input type="checkbox"/> 家庭訪問での教育相談 <input type="checkbox"/> 体育会を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> いじめアンケート（記名式） <input type="checkbox"/> いじめプロジェクト取り組み 【代表委員会】	学校いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D D	
6月	<input type="checkbox"/> コロンカード・Q-Uアンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 学級の話し合い活動 <input type="checkbox"/> 【ありがとう】の取り組み <input type="checkbox"/> いじめアンケート（記名式） <input type="checkbox"/> いじめ0取組月間	学校いじめ防止対策委員会	D	
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→保護者の意見を聞く。 <input type="checkbox"/> いじめアンケート（記述式） ☆「いじめ防止対策委員会」 「学校サポーター会議」 「学校評価委員会」の実施	学校いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 教育相談	CA C D	
8月	<input type="checkbox"/> Q-Uアンケートについての研修（分析・活用の仕方について） <input type="checkbox"/> 実態調査をもとに2学期の目標・取り組みの設定	夏季研修 Q-U研修 集団作り実践交流会 1学期の取り組み振り返り	P CA P CA	
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明け 児童の様子把握 <input type="checkbox"/> いじめアンケート（記名式） <input type="checkbox"/> いじめゼロ実現プロジェクト	学校いじめ防止対策委員会	D	
10月	<input type="checkbox"/> 玉川っ子フェスタ等の等の行事を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> いじめアンケート（記名式） ☆「いじめ防止対策委員会」 「学校サポーター会議」 「学校評価委員会」の実施	学校いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	

11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロンカード実施・分析</li> <li>○ いじめアンケート</li> <li>★ 「いじめ0月間」</li> </ul>	学校いじめ防止対策委員会	D	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権週間（人権学習参観・懇談会の実施）</li> <li>○ 学校評価の実施→保護者の意見を聞く</li> <li>○ いじめアンケート（記述式）</li> </ul>	学校いじめ防止対策委員会 2学期の取り組み 学校警察連絡協議会	CA D	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬休み明け 児童の様子把握</li> <li>○ いじめアンケート（記名式）</li> </ul>	学校いじめ防止対策委員会	D	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一年間の振り返り【学級活動】</li> <li>○ いじめアンケート（記名式）</li> <li>★ 「いじめ0月間」</li> <li>☆ 「いじめ防止対策委員会」</li> <li>「学校サポーター会議」</li> <li>「学校評価委員会」の実施</li> </ul>	学校いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会	D D D	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記録の整理・引き継ぎ情報の作成</li> <li>○ 小・中情報連携のための連絡会【春吉中】</li> <li>○ いじめアンケート（記述式）</li> </ul>	学校いじめ防止対策委員会 年間の取り組み振り返り 次年度の取り組み	CA	

こども総合相談センター 833-3000 福岡県心の健康相談電話 582-7400・7500	九州大学心理教育相談室 642-3144 福岡少年サポートセンター 841-7830
---	---